

年次有給休暇の計画的付与に関する協定

株式会社 と株式会社 労働組合とは、就業規則第 条に定める年次有給休暇の計画的付与に関し、以下のとおり協定する。

第1条（年次有給休暇の計画的付与）

会社は、労働組合との協定の定めるところにより、各部において、その所属する従業員をA、Bの2グループに分けるものとする。なお、その調整と決定は各部長が行う。

- 2 各従業員が保有する平成 年度の年次有給休暇のうち5日分については各グループの区分に応じて、次表のとおり与えるものとする。

Aグループ	月 日 ~ 日
Bグループ	月 日 ~ 日

- 3 従業員が保有する年次有給休暇の日数から5日を差し引いた残日数が5日に満たない従業員に対し、その不足する日数の限度で、会社は前項に掲げる日に特別休暇を与える。

第2条（本制度対象外の従業員の範囲）

以下の従業員に対しては、この協定の対象としない。

- 長期欠勤、退職および休業中の者
- 産前産後休業中の者
- 育児休業・介護休業中の者
- パートタイマーおよびアルバイト
- その他対象外とすることが適当と認められる者

第3条（協議事項）

本協定に基づく年次有給休暇の計画的付与を実施するにあたり、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と労働組合で対応を協議し、決定する。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役社長

株式会社
執行委員長

労働組合

印

印